

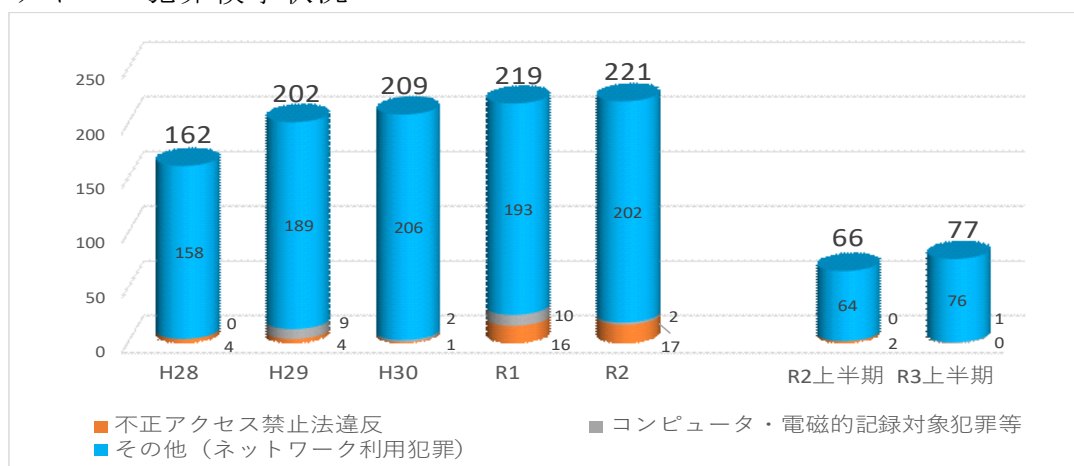
令和3年第22回公安委員会会議録

日 時	9月2日（木曜日）	自午後 1時30分 至午後 5時00分	場 所	公安委員会室
会 議	公安委員	下山委員長 高木委員 小野委員 廣塚委員 宮尾委員		
出席者	警察職員	本部長 警務部長 生活安全部長 刑事部長 交通部長 警備部長 情報通信部長		

第1 定例会議

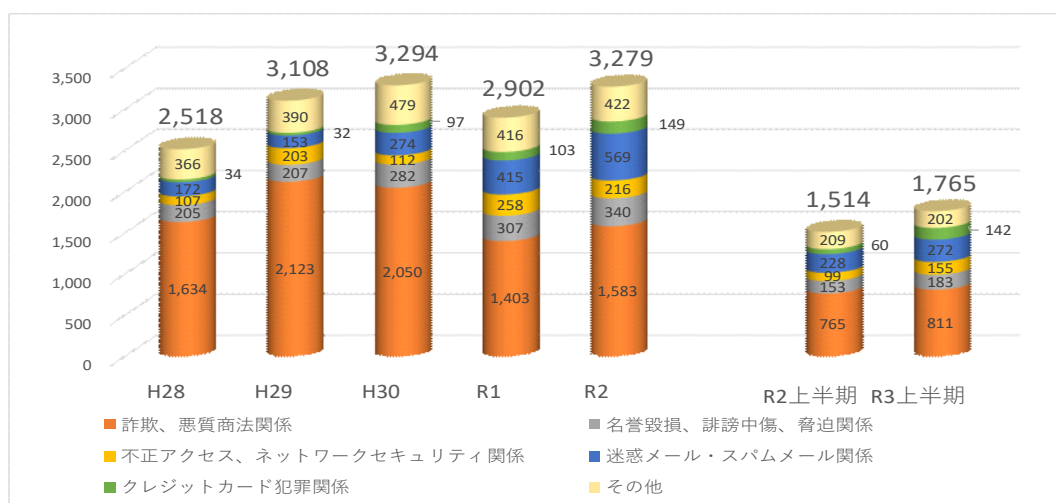
1 令和3年上半期のサイバー犯罪情勢について

(1) サイバー犯罪検挙状況



- 検挙件数は前年同期比増加（+11件、+16.7%）
- その他（ネットワーク利用犯罪）の内訳は、不正競争防止法違反、児童ポルノ法違反、詐欺等

(2) サイバー関係相談の受理状況



- 相談受理件数は前年同期比増加（+251件、+16.6%）
- 「詐欺、悪質商法関係」が最も多い（45.9%）

(3) 今後の取組

- ア 高度な情報通信技術を悪用したサイバー犯罪取締りの推進
- イ 民間事業者等と連携したサイバー犯罪被害防止対策の推進

【委員からの質問等】

委員から「電話番号で送ることができるショートメールでは無作為に迷惑メール等を送るケースはあると思うが、LINEでもそういうことは可能なのか」旨の質問があり、警察側から「LINEでは、アカウントが乗っ取られて、そのアカウントから友達や知り合いに送信されるケースがある。」旨の説明があり、さらに委員から「SNS上での名誉毀損とかを警察に相談した場合、どの程度対応してもらえるのか。件数も多いので送信元をたどるのも簡単にはいかないのか」旨の質問があり、警察側から「送信元をたどる捜査には裁判所からの令状が必要となる場合が多い。また、送信元の名義人が犯人でない場合があるので、客観的証拠を集めるため慎重に捜査する必要がある」旨の説明があった。

また別の委員から「サイバー犯罪は今後も増える傾向にあると思う。職員の育成をして対策を強化するにしても人員が限られているので、民間との連携が必要になると思う」旨の意見があり、警察側から「KC3に参加されている4大学の77名の学生に、サイバーパトロールや、小中学生に対するサイバー防犯講話など、頑張っている。今後も、連携に努めてまいりたい」旨の説明があった。

2 令和3年秋の全国交通安全運動の実施について

(1) 令和3年秋の全国交通安全運動について

ア 期間

令和3年9月21日（火）から同年9月30日（木）までの10日間

イ 目的

- (ア) 広く県民に交通安全思想の普及・浸透を図ること
- (イ) 交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けること
- (ウ) 県民自身による道路交通環境の改善に向けた取組みを推進すること

ウ 主唱

熊本県交通安全推進連盟

(2) 運動の重点

- ア 子供と高齢者を始めとする歩行者の安全の確保
- イ 夕暮れ時と夜間の事故防止と歩行者等の保護など安全運転意識の向上
- ウ 自転車の安全確保と交通ルール遵守の徹底
- エ 飲酒運転等の悪質・危険な運転の根絶

(3) 主要行事

ア 自転車安全教室（スケアード・ストレイト教育技法）

(ア) 日時

令和3年9月24日（金）午後2時00分から午後3時25分まで

(イ) 場所

宇城市小川町北新田770番地 熊本県立小川工業高等学校

(ウ) 内容

J A 共済の地域貢献活動の一環として、上記高校生を対象にプロのスタントマンにより自転車の交通事故を再現し、事故の危険性を直視することで交通ルールを遵守することの大切さを学ぶもの。

イ 交通事故死ゼロを目指す日

令和3年9月30日（木）

ウ その他

交通安全意識啓発動画の制作について【交通企画課】

【委員からの質問等】

委員から「県警はツイッターで情報発信をしているが、県民目線ですごく分かりやすく、写真も活用して小中学生にも分かりやすいと思う」旨の発言があり、警察側から「フォロワーもかなり増えている。内容については、交通事故の情勢に応じ、その時点で県民に注意してほしいことを発信しており、引き続き、皆さんに親しんでいただけるような形で情報発信していきたい」旨の説明があった。

また、別の委員から「自転車の安全運転が取り上げられているが、若者がむちゃな運転をするケースがあると思う。電動キックボードも含めて、安全運転の意識を啓蒙するための教室を開いていただきたい」旨の発言があり、警察側から「電動キックボードについては、扱いが原動機付自転車と同じで、ヘルメットを被って、ナンバープレートを付けて、公道を走ることとなっており、指導取締り、教育、情報発信に努めてまいる」旨の説明があった。

さらに、別の委員から「自転車保険が義務化されたということだが、加入状況はどうやって確認するのか」旨の質問があり、警察側から「加入状況の確認は難しい。未加入者への罰則はないが、条例が10月1日から施行されるので、県警察としては、県が作ったチラシやツイッター等を活用して情報を発信し、保険加入を推奨してまいる」旨の説明があった。

さらに、別の委員から「最近、道路の消えかかっている白線や横断歩道の整備が進んでいるという印象がある。予算の問題もあり一概には言えないが、残っている部分の優先順位を付けるなど整備を進めるための取組を、この運動の中で取り組んではどうか」旨の意見があり、警察側から「交通環境の整備というのは、交通安全運動の中には組み込んでいないが、『交通事故抑止のためのスリー作戦』という時期に応じた対策の中の一つとして取り組んでいる」旨の説明があった。

第3 報告・決裁等

1 監察業務の報告

首席監察官から報告が行われた。

2 通学路合同点検についての報告

交通規制課長から報告が行われた。

3 高齢者に対する万引き防止対策の推進についての報告

生活安全企画課次席から報告が行われた。

4 令和3年度9月補正予算（案）及び上天草警察署庁舎新築工事請負契約の締結に係る9月定例県議会への上程についての決裁

会計課長から説明があり、決裁が行われた。

5 警察職員の援助要求についての決裁

警備第二課次席から説明があり、決裁が行われた。

6 審査請求事案に係る対応方針についての決裁

少年保護対策室長から説明があり、決裁が行われた。

7 令和3年第21回公安委員会会議録の決裁

公安委員会事務室から説明があり、決裁が行われた。

8 熊本県公安委員会が保有する保存期間満了文書の措置及びパブリックコメントの実施についての決裁

公安委員会事務室から説明があり、決裁が行われた。